

農業金融促進事業事務実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、『旭川市農業農村振興条例』第8条第1項及び同施行規則（以下「規則」という。）第8条に基づく農業経営改善資金（以下「農業経営改善資金」という。）の利子補給交付事務について定めるものとする。

(融資機関の範囲)

第2条 規則第9条第1項の規定による融資機関の範囲は、次に掲げる団体とする。

- (1) あさひかわ農業協同組合
- (2) 東旭川農業協同組合
- (3) 東神楽農業協同組合
- (4) たいせつ農業協同組合

(融通額)

第3条 農業経営改善資金の融通額は、市長が定める予算の範囲において、融資機関が自己資金をもって融通するものとする。

(貸付条件)

第4条 農業経営改善資金の貸付条件は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

(貸付け及び回収業務)

第5条 前条の農業経営改善資金の貸付け及び回収業務は、融資機関の責任において行うものとする。

(利子補給承認手続)

第6条 前条の規定により貸付けた農業経営改善資金についての利子補給承認手続は、次のとおりとする。

- (1) 融資機関が貸付けした農業経営改善資金について利子補給の承認を受けようとするときは、利子補給承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて毎四半期後速やかに市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、提出された申請書の内容を検査し、適当と認めたときは利子補給承認書（様式第2号）により通知するものとする。

(特例移動報告)

第7条 前条第2号により利子補給の承認を受けた農業経営改善資金について次の事由が発生したときは、融資機関は特例残高移動報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 貸付対象者の変更及び追加並びに住所の変更等、第4条別表1に定める貸付対象者の要件に係る事項の変更
- (2) 繰上償還及び繰上償還による約定償還計画の変更
- (3) その他貸付内容に変更を生じたとき

(規則第10条第2項の市長が認めたもの)

第8条 規則第10条第2項に規定する「市長が認めたもの」とは、次の者をいう。

- (1) 原則、就農年数5年以上で40歳未満の市内の農業後継者がいる農業者・法人（一戸一法人）
- (2) 経営移譲を受けて5年以内で55歳未満の農業者
- (3) 代表者が55歳未満で、経営移譲を受けて5年以内の法人（一戸一法人）
- (4) 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する者をいう。）のうち、農業経営を開始してから5年以内の者をいう。

(利子補給の交付申請)

第9条 規則第11条の規定により利子補給の契約をした融資機関が利子補給金の交付を受けようとするときは、利子補給金交付申請書（様式第4号）に関係帳票を添えて市長に提出しなければならない。

（利子補給の交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の規定に基づく利子補給金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付して速やかに利子補給金の交付決定を行い、同額をもって利子補給金の確定額とする。

2 市長は、前項の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかにその決定及び確定の内容並びにこれに条件を付した場合にはその内容を、当該利子補給金の交付申請をした者に利子補給金交付指令書（様式第5号）により指令するものとする。

（融通額の調整）

第11条 市長は、必要に応じ融資機関相互の融資額について調整を行う。

（帳簿及び書類の備え付け）

第12条 融資機関は、当該利子補給に係る資金の融通に関する書類、帳簿等を整備し、当該利子補給の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

（協力義務）

第13条 融資機関は、市長が当該融資機関の行った市の利子補給に係る資金の融通に関し、報告を求めた場合又は当該職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させる場合は、これに協力しなければならない。

（交付決定の取消及び利子補給金の返還）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が発覚したときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 貸付対象者又は融資機関が交付決定の条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により利子補給金を受けたとき
- (3) その他不適当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関しすでに利子補給金を交付しているときは、融資機関に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、融資機関に対し、その理由を示すものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成2年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年12月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年6月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成 5 年 12 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 7 年 8 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 7 年 11 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 7 年 12 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 9 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 2 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 7 月 25 日から施行する。

附則

この要綱要領は、平成 9 年 8 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 9 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 10 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 11 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 2 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 3 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 2 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 8 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 3 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 6 月 19 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 12 年 8 月 4 日から施行する。

2 平成 12 年 7 月 25 日の強風・大雨による被害農業者を救済するため、別表 2 の 4 施設資金の融資率の規定にかかわらず、当該被害農業者に対して貸し付ける施設資金の融資率は以下のとおりとする。

補助事業：自己負担額の全額

融資事業：自己負担額の全額

特認事業：事業費の全額

附則

この要綱は、平成 12 年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 12 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 2 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 16 年 11 月 22 日から施行する。

2 平成 16 年台風第 18 号による被災農業者を救済するため、別表 1 の農業経営改善資金の資金の種類ごとの償還期間の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 1 日現在、現に貸付けを受けているものに対する農業経営改善資金の償還期間については、次のとおりとする。

資金の種類	償還期間
農地等取得資金	16 年以内
家畜購入資金	乳牛・繁殖用牛及び繁殖用馬 8 年以内 肥育牛 8 年以内 繁殖豚 6 年以内 肥育豚及び鶏 6 年以内
施設資金	16 年以内

土地改良資金	9年以内
農機具資金	9年以内
農産加工推進資金	9年以内
経営維持資金	9年以内

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 14 日から施行する。
- 2 原油価格の高騰による影響を受け農業者の経営を維持するため、別表の農業経営改善資金の資金の種類ごとの償還期間の規定にかかわらず、平成 20 年 11 月 1 日現在、現に貸付を受けているものに対する農業経営改善資金の償還期間については、次のとおりとする。

資金の種類	償還期間
農地等取得資金	17年以内
家畜購入資金	乳牛・繁殖用牛及び繁殖用馬 9年以内 肥育牛 9年以内 繁殖豚 7年以内 肥育豚及び鶏 7年以内
施設資金	17年以内
土地改良資金	10年以内
農機具資金	10年以内
農産加工推進資金	10年以内
経営維持資金	10年以内

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 27 年 7 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 27 年 6 月 30 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。
- 2 平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害及び年間を通じての低温・日照不足による不作の影響を受ける農業者の経営を維持するため、別表の農業経営改善資金の資金の種類ごとの償還期間の規定にかかわらず、平成 30 年 11 月 1 日現在、現に貸付けを受けているものに対する農業経営改善資金の償還期間については、次のとおりとする。

資金の種類	償還期間
農地等取得資金	16 年以内
家畜購入資金	8 年以内
施設資金	16 年以内
土地改良資金	9 年以内
農機具資金	9 年以内
農産加工推進資金	9 年以内
経営維持資金	9 年以内

附則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により農業経営の維持に著しい支障があると市長が認めた者に経営維持資金を貸し付ける場合においては、別表 1 の適用については同表貸付利率の項中「又は規則第 10 条第 3 項」とあるのは「又は規則第 10 条第 3 項及び附則第 8 項」と、「5 年間」とあるのは「4 年間」と、同表利子補給率の項中「0. 8 5 %」とあるのは「1. 8 5 %」とし、別表 2 の適用については同表 6 経営維持資金の項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間		12 年以内
据置期間		4 年以内
利子補給期間		4 年以内
用途		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該年度の農業所得が過去 3 か年の平均（データに著しい変動がある場合は、過去 5 か年間の最高と最低を除く 3 か年のデータの平均）に比較して 1 0 % 以上減少した者又は 1 0 % 以上減少する見込みの農業者の農業経営の維持安定に必要な営農資金。
貸付最高限度額 （千円）	個人	5, 000
	生産組織	9, 000

備考	利子補給交付申請に当たっては、所得減少等証明書兼経営維持資金借入計画書（様式第7号）を提出するものとする。 なお、当該年度の農業所得額については、見込額の記載を認める。
----	---

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表1の規定は、令和4年4月1日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。

2 令和4年3月31日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の第8条、第9条及び別表1の規定は、令和5年4月1日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。

2 令和5年3月31日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の別表1の規定は、令和6年4月1日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。

2 令和6年3月31日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の別表1の規定は、令和7年4月1日以降に貸付けた農業経営改善資金から適用する。

2 令和7年3月31日以前に貸付けた農業経営改善資金については、なお従前の例によるものとする。

別表 1 貸付条件

基本的な考え方	(1) 事業計画及び償還計画が適正であるとともに、達成が確実であること。 (2) 経営の状況、事業の継続性、土地条件等を勘案し、当該投資が過大となることなく、経営改善に資するものであること。
貸付手続	(1) 借受申込 借受を希望するものには、借受申込書を作成させるとともに、経営内容及び資金借入に関する事業計画の内容を調査するものとする。 (2) 貸付証書 貸付は証書貸付で行うとともに、当該証書には、融資機関が交付決定の全部又は一部の取消を受ける、または、利子補給期間の終了等、利子補給を受けられない場合の貸付利率を特記事項として記載するものとする。 (3) 借受希望者が融資の事業計画において農用区域外で農業を行う場合は、融資機関は市長に事前に協議書を提出し、その承認を受けるものとする。 (4) 事業完了報告 融資機関は、貸付金が貸付目的外に運用されることのないよう、貸付対象者に事業完成報告書を提出させるとともに、事業完了の確認を行うものとする。
貸付対象者	(1) 対象者 市内で営農かつ住所を有する農業者及び生産組織とする。 (2) 法人格を持たない生産組織の場合 構成員全員が、(1)の条件を満たす者とする。 (3) 連帯債務の場合 両債務者とも(1)の条件を満たす者とする。 (4) 家族経営における留意事項 家族経営の農業者については、原則確定申告の申告者を経営主とみなし、経営主のみを貸付対象とする。なお、利子補給期間中に経営移譲等により経営主の変更がある場合は、貸付対象者を新たな経営主に変更するものとし、新たな貸付対象者についても(1)の要件を適用する。
償還方法	(1) 償還方法 千円単位の元金均等償還とし、年次別償還額は貸付額を償還年数で除して得た金額を用い、端数が生じる場合にはこれを償還第1年次に加算する。 (2) 約定日 毎年の償還日(以下「約定日」という。)は11月30日とする。 (3) 繰上償還 融資残高の全部又は一部を繰上償還する場合、償還日は約定日に限らないものとする。なお融資残高の一部を繰上償還した場合、繰上償還後の残高を残り回数で除した額を約定償還額に変更できることとし、その際に生じる端数は繰上償還後の直近の約定償還額に加算する。
貸付額	貸付額は千円単位とし、当該貸付と同一の資金種類の同一日の残高の合計が、別表2に定める貸付最高限度額を超えないものとする。なお、1件の貸付額が20,000千円を超える場合は、事前に市長と協議するものとする。
融資率	別表3のとおりとする。
貸付利率	農地等取得資金、家畜購入資金、施設資金、土地改良資金及び農機具等資金は1.9%以内とし、経営維持資金は0.5%以内とする。 ただし、規則10条第2項の規定の適用がある場合における貸付利率は、貸付実行日を起算日として5年間(規則第10条第2項の規定の適用がある場合で、経営維持資金を貸し付けるときにあっては、4年間)は0%とする。
利子補給率	規則第10条に定める利子補給率とする。
償還期間	償還期間は初回約定年(据置期間を含む)を1年目として別表2「償還期間」の年数が経過した年までを上限とする。
据置期間	別表2のとおりとし、表中に定める償還期間に据置期間は含まれるものとする。
利子補給期間	利子補給期間は、貸付実行日を起算日として表中の年数が経過した日までを上限とする。

別表 2 資金種類ごとの貸付条件等

資金の種類	償還期間	据置期間	利子補給期間	使 途	貸付最高限度額 (千円)		備 考
					個 人	生産組織	
1 農地等取得資金	15 年以内	3 年以内	10 年以内	農業経営改善のために必要な農地等の取得又は造成に要する費用（諸経費を含む）。	18,000	24,000	
2 家畜購入資金	7 年以内	3 年以内	7 年以内	牛、馬、豚又は鶏の購入に要する費用。	9,000	24,000	融資実行は家畜導入後から一ヶ月以内とする。
3 施設資金	15 年以内	1 年以内	10 年以内	農業経営改善のために必要な施設の改良造成又は取得に必要な費用（諸経費を含む）。 中古品も対象とする。 なお、減価償却資産に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表 2「機械及び装置の耐用年数表」の「25 農業用設備」に該当するものは、施設と一体整備の場合は対象とする。	18,000	33,000	
4 土地改良資金	8 年以内	1 年以内	8 年以内	事業費 5 万円以上の明暗渠、客土、区画整理、土壌改良、農地保全又は農道事業に必要な資金を対象とする。	4,000	8,000	
5 農機具資金	8 年以内	1 年以内	8 年以内	農産物の生産、調整、出荷、加工、流通、家畜の種付等に必要な農機具、農用具、資材等の取得及び修理に要する経費。中古品も対象とする。	18,000	24,000	
6 経営維持資金	12 年以内	4 年以内	4 年以内	次の対象者の農業経営の維持安定に必要な営農資金 1 災害（天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）以下「法」という。）の適用をうける天災を除く天災及び火災をいう。ただし、法の適用をうける天災により損失をうけ、資金の融通対象にならないものは含むものとする。）又は負傷、疾病により営農の維持に著しく支障があると認められる者。 2 農畜産物価格の低迷又は農畜産物の収量の減収、資材や原油等の価格上昇による経費の増加により、当該年度の農業所得が過去 3 か年の平均（データに著しい変動がある場合は、過去 5 か年の最高と最低を除く 3 か年）に比較して 10%以上減少した者。	5,000	9,000	利子補給交付申請にあたっては、災害等証明書兼経営維持資金借入計画書（様式第 6 号）または所得減少等証明書兼経営維持資金借入計画書（様式第 7 号）を提出するものとする。

別表 3 融資率

	1 農地等取得 資金	2 家畜購入資 金	3 施設資金	4 土地改良資 金	5 農機具等資 金	6 経営維持資 金
補助事業	自己負担額の 全額	自己負担額の 全額	自己負担額の 全額	自己負担額の 全額	自己負担額の 全額	
融資事業	同上	同上	同上	同上	同上	
特認事業	事業費の全額	事業費の全額	事業費の全額	事業費の全額	事業費の全額	事業費の全額

注：1 補助事業とは、国、道又は市から補助金を受けて行う事業をいう。

2 融資事業とは、制度資金（株式会社日本政策金融公庫資金及び農業近代化資金並びにこれに類する資金）の融通を受けて行う事業（融資単独事業）をいう。

3 特認事業とは、補助事業又は融資事業以外で、農業経営改善に必要な事業をいう。

様式第1号

年度第 四半期 農業經營改善資金利子補給承認申請書

年 月 日
(宛先) 旭川市長

住所
名称
代表者

農業金融促進事業事務実施要綱第6条第1号の規定に基づき、次のとおり貸付実行したので利子補給を受けたく申請します。

[illegible]

資金の種類	貸 付 対 象 者		事 業 内 容	事業費 (千円)	貸 付 計 画 (千 円)					貸
	住 所	氏 名			補 助 金	制 度 融 資 金	自 己 負 担 額			
							経営改善資金	農協融資金	自 己 資 金	
合 計										

添付資料：電算入力表、金銭消費貸借契約証書の写し（特約条項を除く）

[※１] 連帯債務の場合は、経営主氏名の後ろに連帯債務者氏名を記載する。

[※２] 事業内容欄の記載内容]

- ・農地等取得資金：現況地目ごとの面積（単位：ha）及び用途（作目等）
- ・家畜購入資金：種類、導入頭数及び現在飼育頭数
- ・施設資金：名称、用途、規模、棟数等
- ・土地改良資金：整備内容、規模等
- ・農機具等資金：名称、型式、能力、数量

なお、補助金、制度資金等の利用がある場合は、事業内容欄に事業名を記載する。

様式第2号

年度第 四半期 農業経営改善資金利子補給承認書

旭 第 号

年 月 日

代表理事組合長 様

旭 川 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった利子補給承認申請について、申請
のとおり承認します。

様式第 3 号

農 業 經 營 改 善 資 金 特 例 移 動 報 告

年 月 日提出 (農業協同組合)

基礎データ						移動内容									
登録コード			種目区分	貸付月日	貸付金額 (千円)	貸付対象者氏名(住所)		繰上償還関係			約定返済回数				
資金	農協	年度				上段 変更前氏名(住所)	下段 変更後氏名(住所)	実行月日	償還金額 (千円)	変更前後	開始	終了	第1回	第2回	第3回

※ 償還回数が8回を超えるものについては、二段書きにて記入のこと

農 業 経 営 改 善 資 金 利 子 補 給 金 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所
名 称
代表者

旭川市農業農村振興条例第 8 条第 1 項の規定による利子補給金の
交付を受けたいので、農業金融促進事業事務実施要綱第 10 条の規
定により、 年度において次のとおり利子補給金の交付
を申請します。

利子補給金 金 円

旭 第 号
年 月 日

様

旭川市長 印

年 月 日付けで申請のあった旭川市農業農村振興条例第 9 条第 1 項の規定に基づく
利子補給金の交付については次のとおり決定し、これをもって額の確定とします。

1 利子補給金交付額

金 円

2 利子補給金交付内容

3 交付条件

災害等証明書兼経営維持資金借入計画書

貸付対象者	住 所 氏 名		
災害（疾病）名 及びその時期			
被災等の状況及び資金が必要な理由			
貸付対象者の経営状況			
水田	ha	畑	ha
その他（		）	ha
損害見積額 （借入予定額）	千円		
算出根拠 及び 資金計画			

上記のとおり証明します。

年 月 日

	住	所
融資取扱機関名	名	称
	代表者氏名	

所得減少等証明書兼経営維持資金借入計画書

貸付対象者	住 所 氏 名					
資金が必要な理由						
貸付対象者の 経営状況	過去 3 か年の農業所得額				年度	農業所得
	年度	年度	年度	平均所得額	農業所得額	減少率
	千円	千円	千円	千円	千円	%
借入予定額	千円					
資金計画						

上記のとおり証明します。
年 月 日

融資取扱機関名 住 所
名 称
代表者氏名